

明石市自治基本条例検証に係る市議会議員からのご意見

令和 6 年 3 月 1 2 日 総務常任委員会

1. 逐条解説について

- ❖ 自治基本条例は、市政運営において最高規範として捉えるべきもので、軽々に条例改正をするのではなく、まずはしっかりと遵守していくことが重要である。したがって、補強すべきは、逐条解説の部分だと思う。
- ❖ 自治基本条例には、子供が登場しない。この間、子供の権利がかなりクローズアップされてきているが、自治基本条例に子供をどのように位置づけをしていくのか。自治の主体である市民には、当然子供が含まれるわけで、他都市の同趣旨の条例には、子供がまちづくりに参画する権利を規定しているところがある。
- ❖ 地域コミュニティの役割や重要性について踏み込んだ書き方をしている自治体もある。昨今、まちづくり組織や自治会になかなか加入しない方、あるいはそこから脱退をする方がいて、組織の運営が難しくなっている。自治基本条例は、まちづくりの基本的な単位を小学校区、協働のまちづくり推進組織が担うまちづくりの基本的な単位は小学校であると位置づけているが、そのくくりを更に柔軟に対応するような見直しも必要だと思う。

2. 住民投票制度について

- ❖ 住民投票制度は、長年積残しになっている大きな課題であるためしっかりと検証を行い、取りまとめてほしい。

【市見解】

現在、自治基本条例の庁内検証をしており、今月中に一区切りする。

今後は、庁内検証の取りまとめをした後、パブリックコメントを行い、先ほど頂いたご意見も付して市民検証会議に諮る予定である。

1. 市民参画制度について

- ❖ 市民参画を否定するものではないが、市民参画を丁寧にする事で、施策のスピード感がなくなったり、行政の方向性が変わったりすることもある。市民の意見を聴くといいながら、数名の意見が果たして30万人の意見なのかという問題もある。費用対効果は出しにくいのだろうが、限られた財源や時間の中で市民参画を実施することの是非について、検証する時期に来ているのではないか。

【市見解】

市民参画は、自治基本条例に定める三原則の一つであって、極めて重要な制度である。委員ご指摘の特定の方以外の声については、市長が毎月タウンミーティングを開催したり、まるちゃんポストを設置するなど、声を上げにくい方の意見も積極的に聴いている。今後とも、幅広い市民が参画できる仕組みを作っていきたい。

2. 市民の定義について

- ❖ 市民の定義についての検証は行うのか？過去には、「大阪に住む外国籍の方で、明石市に月1回のサークル活動で通う方」も市民に該当すると確認したことがある。ずっと明石市に住んでいる方と、他都市から来られる方が同じ権利を持つとすると、不公平感を持つ市民もいる。また、市民数人の意見を市民全体の意見として扱ってしまうと、それも公平性の問題が出てくる。私は、やはり市長や議員といった選挙で選ばれた者が、公平な市民の意見につながるのではないかという価値観を持っている。今回の検証において、今の時代に合っているのかしっかり検証してほしい。

【市見解】

市民の定義については、条例第2条第1号記載のとおりである。

今回の検証は、各制度が社会情勢に適合しているのか、本市にふさわしいか、市政運営の基本原則に則って運用されているかを見直し、必要に応じ条文の見直しに入っていくもの。

市民の定義については、条例の核である総論で定められている。自治基本条例は、市議会をはじめ多くの方が知恵を出し合っ出来上がったまちづくりの根幹となる条例であり、総論部分は尊重すべきものとする。